

村民農園利用者募集要領

村民農園等の概要

◎農園所在地・利用面積・料金

区画番号	所在地	区画面積 (㎡)	料金 (年間)
1～16 (区画数16)	大字日吉津2323番 (海浜運動公園キャンプ場南東付近)	56	3,360円
17～32 (区画数16)	大字日吉津2165番の一部 (イオンモール日吉津東館の北付近)	20	1,200円

- ・位置図・区画図等は別ファイルをご覧ください。
- ・利用期間が1年に満たない場合は、月数に応じた金額となります。
- ・直近の3月31日までの使用料金をお支払していただきます。
年度途中に解約されても返金いたしません。

◎利用期間 直近の3月31日まで
(継続利用は可能です。)

◎利用資格 村内在住者で年間を通して農園をきちんと利用(管理・耕作)できる方に限ります。また、利用については1家族につき1区画に限ります。
(空き区画がある場合は、複数区画の利用も相談に応じます。)

◎その他 村民農園には、農具、資材がありません。各自でご持参ください。

利用申込について

◎申込受付日 随時
(利用決定区画の合計が32区画になるまで受け付けます。)

◎申込方法 所定の申込書に必要事項を記入し、役場建設産業課へ提出ください。
(午前8時30分から午後5時までで土日を除く。)

村民農園利用上の注意事項

利用区画等のお願い

- ★野菜クズ、除去した雑草等を空き区画等に放置しないでください。
- ★利用区画と併せて、利用区画に隣接する通路、駐車場等の共用部分を良好な状態（雑草、ゴミ等が無い状態）に保てるようご協力ください。

禁止事項

- (1) 建物及び工作物を設置すること。
- (2) 営利を目的として作物を栽培すること。
- (3) 樹木を栽培すること。（例としてミカンなど）
- (4) 貸付農地を転貸すること。
- (5) 他の利用者、および、周辺の営農者の迷惑となるような行為をすること。
- (6) 法令その他取り決めに反すること。

返還のときのお願い

- ★利用期間時、利用者の都合により、利用区画を返還するときは、利用区画においては、野菜、雑草、農資材等が無い状態にし、利用区画に隣接する通路においては、雑草、ゴミ等が無い状態にし、返還してください。

その他

- ★利用者は、耕作権・借地権等の一切の権限はありませんのでご了解ください。
- ★利用区画、利用区画に隣接する通路が、良好な状態（雑草、ゴミ等が無い状態）で無いと村が判断した場合、利用契約を強制解除する場合もあることをご了承ください。
- ★上記事項のほか、農園利用に際して、村の指示に従っていただくことがあります、その際は、ご協力ください。